

生活保護のしおり

このしおりは、生活保護制度の目的や内容、生活保護を受ける
う^{まも}えで守っていただくルールなどについてまとめたもので
す。

お^ても^とに保^ほ管^{かん}し、必^{ひつ}要^{よう}な^よと^{かえ}きに読^よみ返^{かえ}して^{かえ}く^{かえ}だ^{かえ}さ^{かえ}い。

く^くわ^くしい^くこ^くと^くや^く分^わか^わら^わない^わこ^わと^わは、あ^あな^あた^あの^あ担^{たん}当^{とう}の^{たん}ケ^けー^けス^すワ^わ
ー^{えん}カ^りー^よに^{えん}遠^{えん}慮^りな^{えん}く^{えん}相^{そう}談^{だん}して^{そう}く^ださ^いい。



れ^れい^いわ^わ ね^ねん^ん がつ^が かい^{かい}て^てい^い
令和4年10月 改訂

い^いせ^せは^はら^らし^しふ^ふく^くし^しじ^じむ^むし^しょ^ょ
伊勢原市福祉事務所

I S E H A R A

< 目 次 >

- 1 せいかつ ほ ご 生活保護とは P 1
- 2 ひ ほ ご し ゃ けん り き む 被保護者の権利と義務 P 2
- 3 そうだん けつてい なが 相談から決定までの流れ P 3
- 4 せいかつ ほ ご しゅるい 生活保護の種類 P 4
- 5 ほ ご ひ けいさんほうほう 保護費の計算方法 P 4
- 6 ぜいきん げんがく めんじょ 税金などの減額や免除 P 5
- 7 びょういん かた 病院のかかり方 P 5
- 8 しゅうにゅう とどけで 収入の届出 P 6
- 9 た とどけで その他の届出 P 8
- 10 ふ せいじゅきゅう 不正受給について P 9
- 11 か て い ほうもん 家庭訪問について P 9
- 12 ぼうりょくだん はいじょ 暴力団の排除 P 9



○生活保護とは

生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を送るために助けを必要とする方に、その方の状況に応じて必要な保護を行うとともに、自立を助けるための制度です。生活保護法に基づいて運用されます。（生活保護法第1条）

○生活保護の目的

生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困る方に対して、困窮状態に応じて必要な保護を行い、その生活が保証されるとともに、自立した生活をおくれるよう支援することを目的とします。

○保護の補足性

生活保護は、資産、能力、その他あらゆるものを、生活の維持のために活用することを要件としています。（生活保護法第4条）

- ☐ 働く能力がある方は、その能力に応じて働く必要があります。ただし、病気や障害、その他の理由で働けない方は、その問題解決を優先します。
- ☐ 預貯金や土地、家屋、自動車、保険など、生活費にあてられるものは、生活のために活用してもらうこともあります。
- ☐ 生活保護以外にも年金や各種手当、医療助成など、生活を支えるための公的な制度があります。活用可能な制度がある場合には、それらを優先して活用してください。
- ☐ 親、子ども、兄弟姉妹など民法上の扶養義務のある方から援助を受けることができる場合は、受けてください。なお、親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることによって、生活保護の利用ができないということにはなりません。また、扶養調査は、扶養の期待性がないと判断した場合は、行わないなどの弾力的な運用を行っています。DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合は、事前にご相談ください。

生活保護を受けている間の権利と義務について、法律で次のように決められています。

○ 生存権（日本国憲法第25条）

すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

○ 不利益変更の禁止（生活保護法第56条）

正当な理由が無く、保護の停止や廃止など不利益な変更をされることはありません。

○ 生活上の義務（生活保護法第60条）

常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、生活の維持・向上に努めてください。

○ 届出の義務（生活保護法第61条）

給与、年金、仕送りなどの収入、家賃などの支出、及び就職や転職など、生計の状況に変化があったとき、また転居や同居、入退院など世帯構成に変化があるときは、すみやかに福祉事務所に届け出てください。

※ 届け出のしかたなど、詳しくは後に説明があります。

○ 指示等に従う義務（生活保護法第62条）

福祉事務所の指導や指示には従ってください。指導や指示に従わず、義務に違反したときは、保護が停止や廃止となる場合があります。

○ 相談

お住まいの地域の福祉事務所に、お困りの内容をご相談ください。

相談を受けた職員には、守秘義務があるため相談内容の秘密は保たれます。



○ 申請

生活保護の申請意思がある方は、生活保護を利用するための申請書類を提出してください。

申請は、本人の意思でしてください。なお、なんらかの事情で本人が申請できないときは、親族などが代理で申請することもできます。



○ 調査

生活保護が必要な状態かケースワーカーが調査します。

▼ 調査内容

- ・学歴、職歴及び婚姻歴等の生活歴並びに収入や資産の状況等の調査をします。
- ・扶養義務者への扶養の可否の照会を行います。
- ・ケースワーカーが、申請者の自宅を訪問し、居住実態の調査をします。



○ 決定

調査に基づいて、原則14日以内に、長くとも30日以内に保護の開始、又は却下を決定し、書面でお知らせします。

つぎ
 次の8つの扶助費のうち、支給要件を満たしたものを基準額で支給します。
 げんきんきゅうふ
 現金給付ではなく、業者等に直接支払う場合もあります。

○ 生活扶助 せいかつひ かいごほけんりょうなどいしょく こうねつひ 生活費、介護保険料等衣食、光熱費などの にちじょうせいかつ じょうよう み しきゅう 日常生活の需要を満たすために支給されま す。	○ 住宅扶助 やちん かんりひ きょうえきひ のぞく こうしんりょうどう 家賃(管理費・共益費は除く)、更新料等 やちん ちだい ひよう しきゅう 家賃、地代などの費用が支給されます。
○ 教育扶助 がっきゅうひ きゅうしょくひなど こ ぎ ぶ きょうい く う 学級費、給食費等子どもが義務教育を受ける ためのかくようひ しきゅう ための学用費が支給されます。	○ 生業扶助 しよくぎょうくんれんひ こうこうじゅぎょうりょうどうこうこう ひよう 職業訓練費、高校授業料等高校にかかる費用 や就職するひよう しきゅう ための費用が支給されます
○ 医療扶助 いりょうひ つういんこうつうひなどいりょうひ げんぶつしきゅう 医療費、通院交通費等医療費は現物支給に なるため、ほけんてきようないのものについて、じこ 負担は発生しません。	○ 介護扶助 かいご りようりょうどうかいごにんてい 介護サービスの利用料等介護認定を受けてい るかた かいご う さい わり じこ 方が介護サービスを受ける際の1割の自己 負担ぶん しきゅう 負担分が支給されます。
○ 出産扶助 しゅっさんひ 出産費 しゅっさん ひよう しきゅう 出産にかかる費用が支給されます。	○ 葬祭扶助 そうさいひ 葬祭費 せたいいん な さい ひつよう ひよう 世帯員が亡くなった際に必要な費用が しきゅう 支給されます。

くに き まいつき せたい さいていせいかつひ たい せたい しゅうにゅう ふそく ぶん ほ ぐ ひ
 国が決めた毎月の世帯の「最低生活費」に対し、その世帯の収入の不足する分が保護費として
 しきゅう きゅうりょう はたら え しゅうにゅう しゅうにゅう がく いってい
 支給されます。ただし、給料など働いて得た収入については、収入としてみなす額に一定
 こうじょ き そうじょ てきよう
 の控除（基礎控除など）が適用されます。

【例１】 ねんきん て あて しゅうにゅう ばあい
 年金や手当などの収入がある場合

さいていせいかつひ 最低生活費	
ねんきん て あて 年金や手当など	し きゅう ほ ぐ ひ 支給される保護費

【例２】 きゅうりょう しゅうにゅう ばあい
 給料などの収入がある場合

さいていせいかつひ 最低生活費	
きゅうりょう 給料など	ふ そく ぶん 不足分
しゅうにゅう がく 収入とみなす額	し きゅう ほ ぐ ひ 支給される保護費

生活保護を受けている間は、税金や公共料金などが減額または免除されます。ただし、保護を受ける前の滞納分などは免除や減額の対象外です。

- ☐ 各種税金・保険料 …… 市県民税、国保税、年金保険料等が免除されます。
- ☐ NHK放送受信料 …… 全額が免除されます。
- ☐ し尿汲取り手数料 …… 全額が免除されます。

生活保護を受けている間は、国民健康保険証は使えません。ただし、勤務先の社会保険証を持っている方は、その保険証により受診してください。

いずれの場合も、通常は保険が適用される医療行為については自己負担額はありませんが、病院にかかるためには福祉事務所で発行する「医療券」を受け取ってから病院へ受診してください。



○ その他の注意事項

- ☐ 重複受診
…… 同じ月に、同じ病気で複数の病院にかかることはできません。
- ☐ 頻回受診
…… 体調が急変してもいらないのに、医師の指示に従わずに何度も病院にかかることはしないでください。
- ☐ 入院の場合
…… 入院や退院をする(した)場合は、保護費の計算に影響しますので、すぐに担当のケースワーカーに連絡してください。
- ☐ 自己負担していただくもの
…… 入院中の洗濯代や薬の容器代など、保険の適用外のは自己負担となります。なお「自傷行為」の場合は治療費も自己負担です。
※精神疾患のある方を除く
- ☐ 交通事故などの場合
…… 相手方のいる事故の場合、通常は相手の保険で病院にかかるため、生活保護は適用されませんので注意してください。
- ☐ 医師からの生活上の注意、指導についてはしっかり守ってください。

2の「被保護者の権利と義務」にあるとおり、生活保護を受けている間は、世帯の収入はすべて届け出てください。

○ 給料などは

給料やボーナスなどの収入を得たら、すみやかに、勤務先で受け取る給与明細書などを添えて、所定の「収入申告書（毎月用）」により届け出てください。

○ 年金や手当などは

国民年金、厚生年金、企業年金、年金基金などからの「振込通知書」や手当の「決定通知書」が届いたら、すみやかに所定の「収入申告書」により届け出てください。

○ その他の収入（保険の給付金、賠償金、仕送りなど）は

生命保険の給付金や解約返戻金、交通事故の損害賠償金、親族からの仕送りや援助（家賃や光熱水費など生活費の負担）などの収入は、金額が確認できる資料を添えて、所定の「収入申告書」により、すみやかに届け出てください。

○ 全世帯対象の収入・資産申告義務

収入・資産の有無に関わらず、生活保護を受けている全ての方は年に一度（6月）、世帯の収入状況等について届け出てください。そのときも必ず、年金の「振込通知書」や手当の「決定通知書」などを添付してください。

○ その他の注意事項

☐ 収入実態の調査について

福祉事務所は、定期的に「課税調査」などを行い全世帯の収入を確認し、みなさんから届け出ていただいた内容に誤りや漏れがないか確認しています。収入はすみやかに届け出てください。

○ 就労が可能の方

所定の「求職活動状況報告書（兼収入申告書）」により、毎月の求職活動状況を報告してください。

○ 資産（各種保険、不動産、自動車）など

売却可能な資産がある場合は、その資産を売却して生活費にあててもらふこともあります。これらを保有したり使用したりしている場合は、届け出てください。

ただし、居住用の不動産は原則として保有が認められますし、個別の事情により自動車やオートバイの保有が認められる場合がありますので、ご相談ください。

【例】

- ☐ 生命保険、共済保険、学資保険、損害保険などの各種保険を保有している場合や、新たに保有する必要が生じた場合。
- ☐ 相続などで土地や家などの不動産や金品を取得した場合。
- ☐ 自動車（他人名義のものも含む）を保有したい使用したいしている場合。
- ☐ 居住用不動産は、原則保有が認められていますが、処分価値が利用価値に比べて大きいと認められる場合は、売却してもらふこともあります。

○ 世帯の状況や支出に変化があるとき

世帯の状況や支出に変化があるときは、前もって届け出て、担当のケースワーカーと相談してください。

【例】

- ☐ 家賃などが変わるとき。
- ☐ 外国に出かけるとき、また、長期間（1週間以上）出かけるとき。
- ☐ 転入や転出等で世帯の状況が変わるとき。
- ☐ 小・中・高等学校、大学などに入学するとき、また学校を退学、休学、留年したとき。
- ☐ 就職、転職、退職するとき。また、社会保険の有無が変わるとき。
- ☐ その他、生活や家庭の状況が変わるとき。
- ☐ 生活保護に頼らなくても生活していける見通しがたったとき。

10 不正受給について

○生活保護を受けている間は、あなたの世帯全員の収入や、世帯員の状況に変化があったときには、速やかに正しく届け出なければなりません。（生活保護法第61条 届出の義務）
これらを正しく届け出ず、その他不正な手段によって保護費を受け取ることを「不正受給」と言います。

○不正受給やその他の不正行為を行った場合は、法律に基づいて、受給した保護費の返還や処罰などの処分を受ける場合があります。

11 家庭訪問について



○担当ケースワーカーが定期的に家庭訪問を行います。

ケースワーカーは、みなさんの生活状況などを正確に把握し、必要と思われる助言などをさせていただきます。また、制度上の必要があるときは指導や指示をさせていただきます。

訪問したときに不在の場合は「不在連絡票」を置かせていただきますので、必ずご連絡ください。

12 暴力団の排除

暴力団員は生活保護を受けられません。

暴力団員でありながら生活保護を受けた場合は、支給済の生活保護費を返還していただくほか、警察に告訴または告発をすることがあります。

（平成18年3月30日 社援保発第0330002号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

■お問い合わせ・相談先
伊勢原市田中348番地
伊勢原市福祉事務所
（伊勢原市役所 生活支援課）
電話番号 0463-94-4726